# 愛媛県職員(公務員経験者)採用試験案内

令和7年4月11日 愛媛県総務部総務管理局人事課

## 愛媛県職員採用(令和8年度採用)のための試験を次のとおり行います。

○試験日 令和7年8月30日(土)又は8月31日(日)

〇受付期間 令和7年5月7日(水)8:30~8月6日(水)17:15

〇試験会場 愛媛県庁

#### 【本試験において求める人材】

◆即戦力の実務経験者

国、都道府県、市又は特別区で培った公務員としての職務経験を愛媛県職員として活かすことのできる方を広く募集します。

#### 【令和7年度試験の変更点】

◆人事委員会の設置の有無にかかわらず、人口15万人以上の市又は特別区における職務経験を3年以上有する方についても、新たに対象として追加しました。詳細は、下記「2受験資格」をご確認ください。

## 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試 験 区 分	採用予定人員	職務内容
公務員経験者	若干名	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、国等での公務員としての職務経験を活かして一般行政事務又は技術的業務に従事します。

## 2 受験資格

次の①~④を全て満たす者

- ①昭和52年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者
- ②日本の国籍を有する者
- ③地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
- ④国、都道府県又は人口15万人以上の市若しくは特別区における職務経験を3年以上(令和7年5月末日現在)有する者(現職であることは問いません。)

なお、職務経験に係る留意事項は、次のとおりです。

- ア 「国、都道府県又は人口15万人以上の市若しくは特別区における職務経験」には、大学卒業程度以上の採用試験に合格し、国家公務員又は地方公務員の正規職員として1年以上継続して就業した期間が該当します。
- イ 「人口15万人以上の市若しくは特別区」とは、総務省が実施する「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(令和6年1月1日時点)における市区町村別の人口が15万人以上である市又は特別区を指すものとします。
- ウ 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。
- エ 休暇、休業、休職等のため、連続して1か月を超えて職務に従事していない期間(産前産後 休暇を除く。)は、職務経験に通算することはできません。
- オ 職務経験は、月単位で算定します。従事期間が1月未満の月については、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てることとします。
- カ
  「大学卒業程度以上の採用試験」とは、以下の試験を指します。

国家公務員総合職	国家公務員採用総合職試験(旧Ⅰ種)、経験者採用試験(係長級(事
(旧 I 種) 相当	務))、各府省庁で独自に実施する選考採用(総合職相当)、裁判所職
	員採用総合職試験、衆議院事務局職員採用総合職試験等

国家公務員一般職	国家公務員採用一般職試験(旧Ⅱ種)、皇宮護衛官採用試験、法務省
(大卒程度)	専門職員(人間科学)採用試験、財務専門官採用試験、国税専門官
(旧Ⅱ種)相当	採用試験、食品衛生監視員採用試験、労働基準監督官採用試験、航
	空管制官採用試験、海上保安官採用試験、観光庁経験者採用試験(係
	長級(事務))、外務省専門職員採用試験、防衛省専門職員採用試験、
	自衛隊一般幹部候補生採用試験(防衛大学校入試は含まれませ
	ん。)、各府省庁で独自に実施する選考採用(大卒一般職相当)、裁判
	所職員採用一般職試験、衆議院事務局職員採用一般職試験等
	ロロデートリーの土井) ノルは四岸 ジャル・シュー 左伊 声松 田446

国、都道府県又は人口15万人以上の市若しくは特別区における大卒程度採用試験

- ※ 「正規職員」とは、期限の定めのないフルタイム勤務の職員を指します。臨時的任用職員 や任期付職員等の期限の定めのある職員及び非常勤職員等のフルタイム勤務ではない職員 は含みません。
- ※ 合格後、職務経験等の確認のため職歴証明書を提出していただきます。受験資格を満たさないことが判明した場合や申込内容に虚偽があった場合は、採用される資格を失うことがあります。

#### 3 試験の方法等

試験は、次のとおり行います。

試験·検査種目	配点	試験の内容
エントリーシートによる書類選考	30点	公務員としての経験・実績や県行政に対する意欲等について、受験申 込み時に提出されたエントリーシートにより審査します。
面接試験	70点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
適性検査	_	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- ア エントリーシートは、ホームページに掲載された所定の様式 (Excel形式) をダウンロードし、必要 事項を入力の上、受験申込み時にインターネットにより提出 (「愛媛県採用試験受験等申込システム」 (以下「システム」という。) から入力済みの電子ファイルをアップロード) してください (一旦提出 された電子ファイルの内容変更や差し替えは、一切認めません。)。
- イ 提出されたエントリーシートが次のいずれかに該当する場合は、採点を行わず、不合格とします。
  - (7) 記載内容に虚偽又は不正があると認めた場合
  - (4) 所定の様式又はファイル形式以外所定の様式(愛媛県人事課のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。)
- ウ エントリーシートは、面接試験において参考資料として使用します。
- エ 合格者は、書類選考及び面接試験の合計得点の高い順に決定します。各試験、検査種目のうち、一 定の基準に満たない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

## 4 受験申込み

(1) 受験の申込みは、愛媛県人事課のホームページからシステムへアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

#### 受付期間:令和7年5月7日(水)8:30~8月6日(水)17:15

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください(ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。)。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事課へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)受け付けます(原則、電話で愛媛県人事課(089-912-2176) へ問い合わせてください。)。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)。

#### 5 受験票の交付

- (1) 受付期間終了後に、登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。8月18日(月)までにこの電子メールが届かない場合は、愛媛県人事課へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票を ダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入のうえ、申込者本人が署名して、受験の際に必ず持参してください。

#### 6 試験日、試験実施場所

- ① 試験日 <u>令和7年8月30日(土)又は31日(日)</u>
- ② 場 所 愛媛県庁(愛媛県松山市一番町4-4-2)
- ③ その他 集合時刻などの詳細は、受験票の交付の際に併せて、システムのマイページでお知らせします。

マイページで確認ができない場合は、愛媛県人事課へ問い合わせてください。

## 7 合格発表

令和7年10月上旬に、受験者全員に試験結果を通知します。また、合格者の受験番号を愛媛県ホームページに掲載します。

## 8 採用日

原則として令和8年4月1日です。 ただし、欠員等の状況によっては、それ以前に採用される場合があります。

### 9 勤務条件

① 給 与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、採用前の経歴に 応じて決定されます。

例えば、採用時の年齢が30歳で、国や都道府県等における職務経験が8年の場合、月額273,000円程度です(あくまで例であり、職務経験の内容等により金額は異なります。詳しく知りたい方は、下記11のお問い合わせ先に御連絡ください。)。

諸手当は、期末手当、勤勉手当が支給されます。

このほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

- ② 勤務時間・休日
  - ・勤務時間は、原則として1週38時間45分です。
  - ・休日は、原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の日(12月29日から1月3日)です。
- ③ 休暇等
  - ・有給休暇として、年間20日(採用年は、4月1日採用の場合は15日)の年次有給休暇のほか、結婚休暇、産前産後休暇、夏季休暇などの特別休暇があります。
  - ・3歳未満の子を養育するため、育児休業をすることができます。

## 10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条第2項第1号の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類(学生証又は身分証明書、 運転免許証、旅券、合格通知書等)を持参のうえ、執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分 (合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分まで)に下記11のお問い合わせ先へ直接おいでくだ さい。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示請求期間	開	示 場	所
受験者本人	試験種目別得点、合計得点及び順位(ただし基準に達しない試験又は検査がある場合は、順位に代えて当該試験又は検査種目名)		総総人	務 務 管 理 事	部局課

# 11 お問い合わせ先

受験手続その他については、下記へお問い合わせください。 愛媛県総務部総務管理局人事課(愛媛県松山市一番町4-4-2 TEL 089-912-2176)